

第 1 章 はじめに

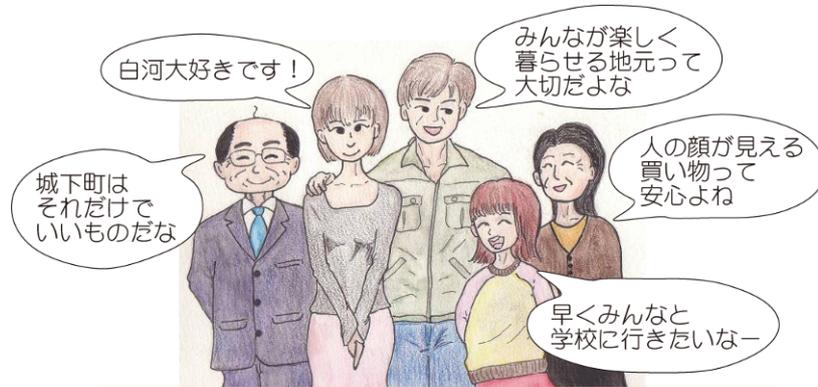
白河市都市計画マスタープランの概要について説明します。

（都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。）

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、私たちが住んでいる地域をよりよいものにするための長期的な計画であり、私たちが実践する白河市の都市づくりに関する基本的な方針を定めるものです。



※1

みんなで考える都市づくりの計画

※2

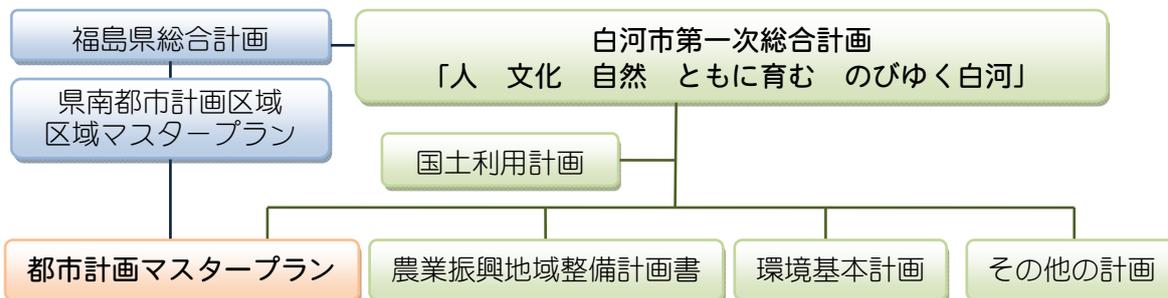


※1 イラスト：Haru

※2 早稲田大学創造理工学部建築学科 2008 年度設計演習 F 「CONDENCE CITY—豊かな住環境の形成を目指して—」より
製作：早稲田大学創造理工学部建築学科 2008 年度設計演習 F 0-KREMAN(小野ちれか・岡田広幸・今野美里・瀬部浩司・矢部祐一・Cesar Bermudez)

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

白河市第一次総合計画にしたがって、都市計画分野の計画を定めるものです。



土地利用・公園・道路・景観など

3. 目標期間

本計画の計画期間は、平成 21 年度から平成 40 年度のおおむね 20 年間とします。

本計画が長期的な視点に立った都市の基本的な方向を示すことと、次の世代を担う子供達が活躍する将来イメージを描く場合、20 年という期間が適当であると考えます。

4. 策定にあたってのコンセプト

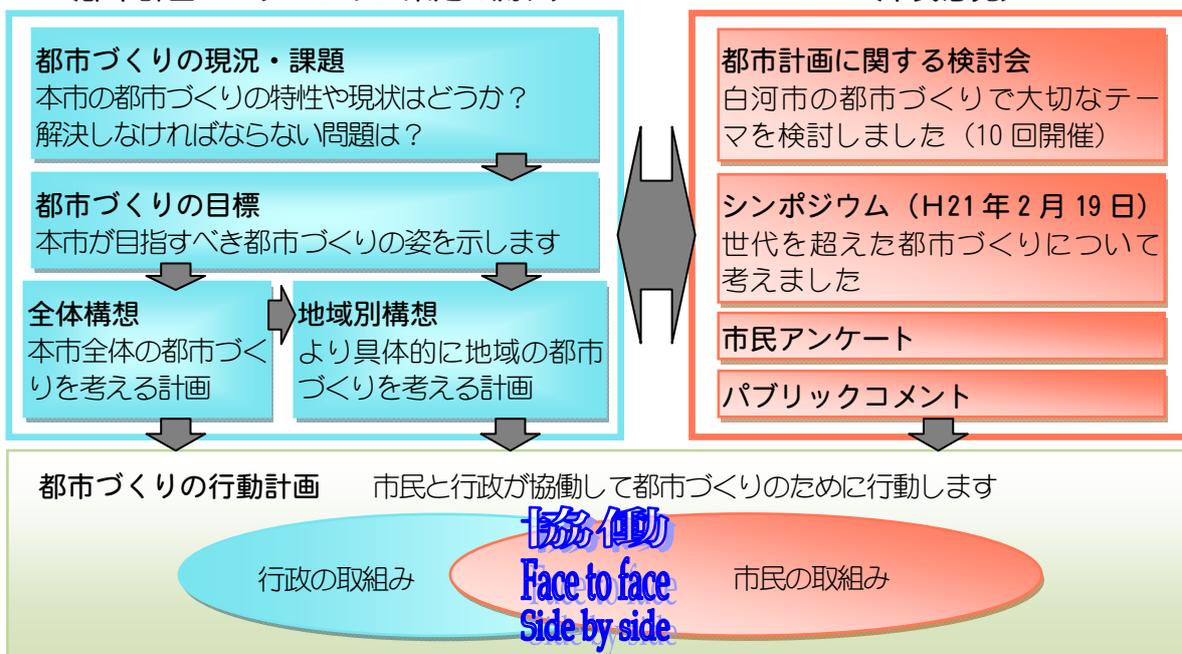
市民の計画として分かりやすくという観点から、専門的な記述をなるべく避けて、20 年後に白河市を担うと考えられる中学生に理解できる内容を心がけます。

5. 都市計画マスタープランができるまで

都市計画マスタープランは、市民と行政との協働でつくり実現を目指します。

〔都市計画マスタープラン策定の流れ〕

〔市民意見〕



フェイス トゥ フェイス アンド サイド バイ サイド: これまでの都市づくりは、行政と市民が向き合い、できることとできないことを確認しながら進めてきました(Face to face)。この姿勢はとても重要なのですが、ここでは、さらに踏み込んで「いい都市」をつくるという目標のために、行政も市民もそれぞれに肩を並べて歩いていこうという考え方です(side by side)。

6. 最近の都市計画の流れについて

日本の社会は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、これまでの右肩上がりの時代における人口増加を前提とした都市の拡大方向から、持続可能なまちづくりを目指して、効率的なまちづくりへと転換を図っています。都市計画においても、いわゆるまちづくり三法^{※1}が改正され、中心市街地の再生とともにコンパクトな都市の方向性を定めています。

一方で、美しく風格ある国土の形成にも着目され、日本人が心のより所としてきた景観をこれからも守っていくために、景観法が制定されるとともに、地域における歴史的な建造物や街並みを守っていくため、歴史まちづくり法^{※2}も制定されました。

また、住民等の自主的なまちづくりの推進のため、住民やNPO、民間事業者等が都市計画の提案をすることができる制度も数年前より設けられており、住民の積極的な参加による都市づくりが期待されています。

このような流れを踏まえ、本市の都市計画マスタープランにおいては、歴史の中で育ててきた街並みや美しい風景を、白河市ならではの財産としてより磨きをかけ、行政と市民が対等な関係で向き合い、ともに学び、ともに行動する都市づくりを目指していきます。

また、福島県都市計画審議会では、平成20年3月に「新たな都市政策のあり方」が答申されており、「都市と田園地域等の共生」という考え方に基づく新たな都市づくりの方向性が示されています。本市においてもこの理念を十分に踏まえた都市づくりを推進します。

7. 計画対象区域

本市は、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村とともに、県南都市計画区域の指定を受けています。白河市都市計画マスタープランは、白河市全域を対象にします。



図 1-1 計画対象区域

※1 まちづくり三法：都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法

※2 歴史まちづくり法：正式名は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。城や神社、仏閣、町屋、武家屋敷などの歴史的な建物とそこで営まれる伝統を反映した生活などの良好な歴史的環境を後世に継承するために平成20年に制定された。